

マイナンバー制度の「安心・安全」の仕組み

▶制度面

- **マイナンバーの収集・保管等の制限**
番号法の規定によるものを除き、マイナンバーの収集や保管を禁止しています。
- **収集する際の本人確認の義務化**
なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には本人確認が義務づけられています。
- **特定個人情報保護評価の実施**
第三者機関（特定個人情報保護委員会）が、マイナンバーが適切に管理されているかを監視・監督します。
- **罰則の強化**
マイナンバーを含む個人情報を漏えいさせた場合の罰則が強化されています。

▶システム面

- **個人情報の分散管理**
個人情報は各行政機関等が分散して管理し、他の機関の個人情報が必要な場合に、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行います。
- **通信の暗号化**
システムにアクセス可能な者を制限・管理し、通信する場合は暗号化します。
- **マイナポータルによる情報提供等記録の確認**
住民票を有する一人ひとりに提供される専用ポータルサイト「マイナポータル」を活用し、自宅等のパソコンからマイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することができます。
※マイナンバーが漏えいし、不正に用いられるおそれがある場合には、マイナンバーの変更が可能です

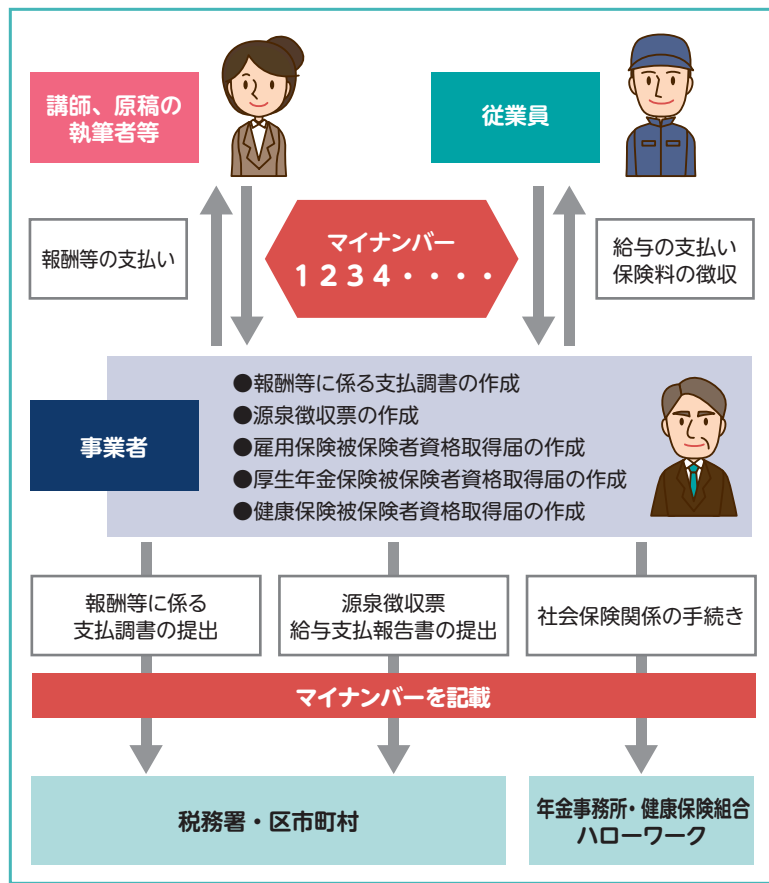
事業者におけるマイナンバーの取扱い

(個人事業主を含む)

平成28年1月以降、源泉徴収票の作成手続きや健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き等、税や社会保障の手続きで、従業員等のマイナンバーの記載が必要になります。マイナンバーの取り扱いに当たっては、事業者が最低限守

るべき事項を示した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を踏まえた対応が必要です。ガイドラインは、特定個人情報保護委員会ホームページ（1面下段参照）からダウンロードできます。

平成28年1月以降、事業者もマイナンバーを取り扱います。



マイナンバーの利用にあたっての注意点

マイナンバーの取得について

事業者は、従業員等のマイナンバーの取得に当たって、「源泉徴収票に記載して提出します」等、利用目的を特定して明示する必要があります。

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行ってください。本人確認では、手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）と正しい番号であることの確認（番号確認）を行います。

個人番号カードを持っている場合

身元確認と番号確認がカード1枚で可能

個人番号カードを持っていない場合

身元確認 + 番号確認
運転免許証やパスポート + 通知カードやマイナンバー等が掲載されている住民票

マイナンバーの利用・提供について

- 事業者は、社会保障・税に関する手続きの書類に、従業員等のマイナンバーを記載して役所に提出する必要があります
- 利用目的以外でマイナンバーを利用・提供することはできません

マイナンバーの保管・廃棄について

- 翌年度以降も継続的に雇用契約がある場合、所管法令によって一定期間の保存が義務付けられている場合等に限り、マイナンバーを保管し続けることができます
- マイナンバーが不要になった場合は、速やかにマイナンバーを掲載した書類の廃棄やデータの削除をしなければなりません

マイナンバー導入のスケジュール



10月から、各法人に法人番号が通知されます

設立登記法人等に対して、1法人に1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。原則としてインターネットで法人等の基本3情報（名称、所在地、法人番号）が公表され、自由に利用ができます。